

平成 30 年 11 月 日  
(2018 年)

城陽市公営企業管理者職務代理者  
上下水道部長 大喜多 義之 様

城陽市上下水道事業経営審議会  
会 長 楠 見 晴 重

城陽市水道事業ビジョンの策定について（答申）（案）

平成 29 年 12 月 4 日付け 29 城経第 67 号をもって諮問された「城陽市水道事業ビジョン」の策定につきまして、当審議会は 5 回の会議において慎重に審議を重ねました。また、本ビジョンを実効あるものとするため、財政検討部会による検討を 3 回実施し、事業実施の裏付けとなる財政面の検討を併せて行いました。

この度、当審議会における、これまでの審議結果を取りまとめましたので、別添のとおり答申します。

# 城陽市水道事業ビジョンの策定について

## 答申書（案）

平成30年（2018年）11月 日

城陽市上下水道事業経営審議会

## 1. はじめに

城陽市の水道事業は昭和 39 年に給水を開始して以来、人口の増加や生活水準の向上に伴い増加する水需要に対応しながら、安全で良質な水道水を供給されてきました。

平成 21 年 3 月には、「城陽市水道ビジョン」（以下、「前ビジョン」という。）を策定し、水道水の安定給水を目指し、施設や管路の整備事業を実施するとともに、業務の委託による経費削減など、健全な事業運営に努められてきましたが、城陽市の水道事業をとりまく環境は、人口減少や節水機器の性能向上と普及などによる水需要の減少、水道施設や水道管の老朽化、近年頻発している自然災害など、大変厳しい状況になっています。

このような事業環境の中、多額の投資が必要となる施設の耐震化、更新を着実に実施していくために、前ビジョンの進捗評価及び水道事業の現状と課題を検討され、策定された「城陽市水道事業ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）について諮問がありました。

「水道」は市民生活に欠かすことのできないライフラインであり、安全で良質な水道水を供給し続けられるものでなくてはなりません。

ビジョンにおいては、特に昨今頻発する災害に対応するために求められる基幹管路の耐震化事業を最重点施策として取り組むこととしています。基幹管路の耐震化事業以外にも、水道施設の耐震化の推進など 13 項目を重点施策とし、その内容は水道事業を持続的に経営するために必要な事項を網羅しており、妥当なものであると判断します。

一方、ビジョンを実効あるものとするためには非常に多額の資金が必要となることから、水道事業の状況と今後実施していくべき内容をビジョンの公表にあわせて広く使用者に発信し、今後の水道をとりまく環境の変化にも柔軟に対応されるよう要請するとともに、財政検討部会からの報告も踏まえ、以下の意見を申し添えます。

## 2. 城陽市水道ビジョンに対する意見

### ① 城陽市水道事業ビジョンの実現のために

策定されたビジョンは、平成 25 年 3 月に改訂された厚生労働省の新水道ビジョンで示された、「安全」「強靱」「持続」の面から水道事業の現状と課題を明確化し、計画期間における目標と実現方策を明示しています。

水道事業においては、安全で安心な水道水を供給することが最大の使命でもあり、ビジョンに示す施策を着実に取り組むことが望まれます。

### ② 人材の確保と育成について

人材は事業を持続的に経営していく上で根幹となる部分です。

ビジョンにおいても人材育成を重点施策とされていますが、城陽市は周辺団体や全国同規模団体と比較して職員数が少なく、年齢構成も実務面で中心となる中堅層が最も希薄で、人材の確保と育成に懸念が残ります。

10 年、20 年先を見越し、さらに踏み込んだ抜本的な対策の検討が必要です。

③ 財政のあり方について

現状城陽市の水道事業は周辺団体や全国同規模団体と比較して「企業債残高が非常に多額である一方、水道料金は低額」となっており、将来世代の負担が非常に大きくなっています。今後の水道財政はビジョンの目標を達成しつつ、持続的な経営や現世代と将来世代の負担の公平性を確保するものでなくてはなりません。

また、水道事業では、市民の生命に直結する重要なライフラインとして、災害時に速やかな復旧が求められ、被災時の応急復旧に要する資金を内部に保持しておくことが望まれます。

④ 水道料金の改定について

財政のあり方を踏まえ、企業債残高を減少させつつ、ビジョンに掲げる事業を実行し、かつ被災時の応急復旧に要する資金を確保するためには、平成31年度に水道料金を平均23%改定する必要があります。

※一般家庭の平均使用水量を1期(2ヵ月)で40 m<sup>3</sup>使用するとすれば、1ヵ月当たり562円(税込)の値上げとなります。

⑤ 基本料金について

受益者負担による独立採算性が経営原則である水道事業の料金体系は、水道料金算定要領の原則に基づいて決定する必要があります。

現行の料金体系では、料金体系の原則と比べ基本料金の割合が小さいことから、原則に基づいた料金体系に是正することが妥当と考えます。

⑥ 経費の削減努力について

水道事業者は、原価低減の経営努力が求められます。しかし、周辺団体と比較しても城陽市の給水原価は非常に低額であり、市単独での経費削減は限界があります。

今後は、広域連携による事業の最適化、効率化を検討する必要があります。

⑦ 基本料金減免制度の見直し

現行の基本料金減免制度は福祉的施策の要素が強く、受益者負担を原則とする水道事業において負担することは、その趣旨にそぐわないと考えます。

今後も制度を継続する場合には、一般会計に負担を求めるなど、制度の見直しが必要です。

⑧ 定期的な経営状況の検証・見直し

今回報告した水道料金の改定率については、長期間改定がなされていなかったことも要因の一つと考えられます。今後は人口や水量、その他様々な経営環境の変化に対し、迅速に対応するため、ビジョンの進捗状況とあわせて3～5年毎に料金を含めた経営状況の検証及び見直しを実施する必要があります。

⑨ 広報による周知

ビジョンは水道事業の今後の方向性を示すもので、広く周知されるべきものです。

料金改定を実施する際には、利用者への周知と理解が重要で、特に料金改定に伴う増収分の使途については、わかりやすい広報を実施する必要があります。

また、定期的に水道事業の経営状況や使用者が支える経営の仕組みといった、利用者の水道事業に対する理解を深める広報の実施が望まれます。

3. おわりに

水道事業の責務は、将来においても安全で安心な水道水を継続して供給することであり、「安全」「強靱」「持続」の観点から、水道施設の耐震化や更新、維持管理を適正に行い、地震など自然災害に対する備えやそのための財源の確保は必要不可欠です。

城陽市水道事業ビジョンは、長期的な視野を考慮しつつ、目指すべき方向性や実現方策等を示した今後の水道事業の「みちしるべ」となるものであることから、本審議会の答申を十分に尊重し、事業を実施されることを要請します。

### 城陽市上下水道事業経営審議会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	平成29年8月21日	(1) 会長・副会長の選出について (2) 城陽市水道事業の概要について (3) 今後のスケジュール
第2回	平成29年12月4日	(1) 諮問 (2) 城陽市水道事業ビジョンについて
第3回	平成30年2月22日	(1) 城陽市水道事業ビジョンについて (2) パブリックコメントの実施について (3) 部会の設置について (4) 今後のスケジュール
第4回	平成30年10月23日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 財政検討部会からの報告 (3) 今後のスケジュールについて
第5回	平成30年11月15日	(1) 答申（案）について

### 城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	平成30年4月3日	(1) 財政検討部会について (2) 水道事業の経営課題について
第2回	平成30年7月31日	(1) 適正な水道料金について
第3回	平成30年8月28日	(1) 水道料金のあり方 (2) 中間報告（案）について

城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿

氏名	職名（団体名）
いけだ まさき 池田 雅樹	税理法人オネスト代表税理士
いこま さとし 生駒 智史	城陽商工会議所専務理事
副会長 おおた たつや 太田 達也	京都市上下水道サービス協会理事長
会 長 くすみ はるしげ 楠見 晴重	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授
さの こういち 佐野 廣一	星和電機株式会社取締役監査等委員
しおた まさよ 塩田 昌代	市民公募
しまだ けいこ 島田 佳子	城陽市食生活改善推進員（ヘルスマイト城陽）
しみず としゆき 清水 聡行	立命館大学理工学部環境都市工学科講師
どうぐち えつじ 堂口 悦二	市民公募
ぼんどう よしゆき 坂東 芳行	京都銀行城陽支店支店長

（敬称略 50音順）

城陽市上下水道事業経営審議会財政検討部会委員名簿

氏名		職名（団体名）
	いけだ まさき 池田 雅樹	税理法人オネスト代表税理士
	いこま さとし 生駒 智史	城陽商工会議所専務理事
部会長	おおた たつや 太田 達也	京都市上下水道サービス協会理事長
副部会長	しみず としゆき 清水 聡行	立命館大学理工学部環境都市工学科講師
	ぼんどう よしゆき 坂東 芳行	京都銀行城陽支店支店長

(敬称略 50音順)

氏名		職名（団体名）
会 長	くすみ はるしげ 楠見 晴重	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授

(敬称略)

※会長として部会の審議状況について把握する必要があることからオブザーバーとして参加